令和７年　８月２５日開会
令和７年　　月　　日閉会

令和７年第３回北広島市議会定例会

議　　案　　書

北　　広　　島　　市

議　件

同意案第１号	教育委員会教育長の任命について
同意案第２号	教育委員会委員の任命について
同意案第３号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第　１号	北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　２号	北広島市職員の育児休業等に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　３号	北広島市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　４号	北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
議案第　５号	北広島市水道事業給水条例及び北広島市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第　６号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件について
議案第　７号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の件について
議案第　８号	天使歩道橋補修工事の施行に関する協定の締結について
議案第　９号	令和７年度北広島市一般会計補正予算（第３号）
議案第１０号	令和７年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１１号	令和７年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第１２号	令和７年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第１３号	令和７年度北広島市下水道事業会計補正予算（第１号）

同意案第１号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　吉田智樹（よしだともき）

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

吉田孝志教育長の任期満了（令和７年９月３０日）に伴い、新たに任命するものです。

同意案第２号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　野崎（のざき）　梨恵（りえ）

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

石上浩子委員の任期満了（令和７年９月３０日）に伴い、新たに任命するものです。

同意案第３号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏　名　　橘（たちばな）　功（あつ）　記（のり）

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

橘功記委員の任期満了（令和７年１０月７日）に伴い、引き続き選任するものです。

議案第１号

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年北広島市条例第３２号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

市民以外の特定個人情報を取り扱う住登外者宛名番号管理機能の利用について、新たに利用事務として加えるため、所要の改正を行うものです。

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年北広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>(個人番号の利用範囲等)
第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。
(1)　別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務
(2)　市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
(3)　市長又は教育委員会が住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報(以下「住登外者宛名情報」という。)を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</td><td>(個人番号の利用範囲等)
第4条　法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</td></tr>
<tr><td>2及び3　略</td><td>2及び3　略</td></tr>
<tr><td>4　市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者を特定する住登外者宛名番号管理機能による住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。</td><td></td></tr>
<tr><td>5　前3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</td><td>4　前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</td></tr>
<tr><td>(特定個人情報の提供)
第5条　略
2　前条第5項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。</td><td>(特定個人情報の提供)
第5条　略
2　前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。</td></tr>
<tr><td>別表第1(第4条関係)<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>3　市長</td><td>北広島市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年広島町条例第23号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>4　市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であっ</td></tr></table></td><td>別表第1(第4条関係)<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>3　市長</td><td>北広島市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年広島町条例第23号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後			改正前		
		て規則で定めるもの			
5　教育委員会		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの			

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1　市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		北広島市営住宅条例(平成9年北広島市条例第16号)による家賃に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2　市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3　市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するものであって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4　市長	北広島市重度心	略

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1　市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		北広島市営住宅条例(平成9年北広島市条例第16号)による家賃に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2　市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		公営住宅関係情報であって規則で定めるもの
3　市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するものであって規則で定めるもの
4　市長	北広島市重度心	略

改正後		
	身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5　市長	北広島市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
		北広島市重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
3　教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの
4　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

改正前		
	身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5　市長	北広島市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略
		北広島市重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
3　教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

改正後	改正前
規則で定めるもの	

附　則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議案第２号

北広島市職員の育児休業等に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市職員の育児休業等に関する条例（平成４年広島町条例第２号）及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和４５年広島町条例第１５号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の育児休業等に関する条例及び北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(北広島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条　北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(部分休業を請求することができない職員) 第18条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　略 (2)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)	(部分休業を請求することができない職員) 第18条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　略 (2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
(第1号部分休業の承認) 第19条　育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。	(部分休業の承認) 第19条　部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間等条例第2条から第5条までの規定による勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
2　労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間等条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2　労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間等条例第16条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3　非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(以下「請求可能時間」という。)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該請求可能時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(以下「請求可能時間」という。)を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該請求可能時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
(第2号部分休業の承認) 第19条の2　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる	

改正後	改正前
範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1)　1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間) 第19条の3　育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第19条の4　育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分 (2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第19条の5　育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条　職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2　略 (部分休業の承認の取消事由)	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2　略 (部分休業の承認の取消事由)

改正後	改正前
第21条　育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。	第21条　第13条の規定は、部分休業について準用する。

（北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条　北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年広島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第15条　略 2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第15条　略 2　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の北広島市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第３号

北広島市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市子ども医療費助成に関する条例（昭和４８年広島町条例第２３号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

子ども医療費助成における対象年齢の拡大等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

北広島市子ども医療費助成に関する条例(昭和48年広島町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2)～(7)　略 (受給資格者) 第3条　この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1)及び(2)　略	(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (2)～(7)　略 (受給資格者) 第3条　この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1)及び(2)　略 (3)　所得の額が規則で定める額以上である保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)に監護されている者 2　前項の場合において、市長が特別の事情があると認めた場合には、同項第3号に該当する者であっても医療費の助成を受けることができる。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の北広島市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第４号

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成３年広島町条例第２２号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

札幌圏都市計画運動公園地区地区計画における建築物の用途及び高さの最高限度に関する制限の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北広島市地区計画区域内建築物の制限に関する条例(平成3年広島町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表第2(第3条―第5条の3関係)

地区整備計画区域の名称	地区計画の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度m^2	ウ 建築物の外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離の最低限度 (ア)	ウ (イ) m	エ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	オ 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	カ 建築物の高さの最高限度 m
略								
運動公園地区整備計画区域	略							
	交流地地区	次の各号に掲げる建築物(あらかじめ市長が都市計画審議会の意見を聴き、運動公園の効用を高める施設として、建築を許可したものを除く。) (1) 略 (2) 略 (3) 略	300	外壁等の面から都市計画道路「北進通」及び「西裏通」の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	3			
				外壁等の面から都市計画道路「北進通」及び「西裏通」以外の道	1.5			

改正前

別表第2(第3条―第5条の3関係)

地区整備計画区域の名称	地区計画の名称	ア 建築してはならない建築物	イ 建築物の敷地面積の最低限度m^2	ウ 建築物の外壁等の面から隣地境界線又は道路境界線までの距離の最低限度 (ア)	ウ (イ) m	エ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	オ 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	カ 建築物の高さの最高限度 m
略								
運動公園地区整備計画区域	略							
	交流地地区	次の各号に掲げる建築物(あらかじめ市長が都市計画審議会の意見を聴き、運動公園の効用を高める施設として、建築を許可したものを除く。) (1) 略 (2) 法別表第2(か)項に規定する建築物 (3) 略 (4) 略	300	外壁等の面から都市計画道路「北進通」及び「西裏通」の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	3			70
				外壁等の面から都市計画道路「北進通」及び「西裏通」以外の道	1.5			

		(4)　略 (5)　略		路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離				
	交通結節点地区	次の各号に掲げる建築物(あらかじめ市長が都市計画審議会の意見を聴き、運動公園の効用を高める施設として、建築を許可したものを除く。) (1)　略 (2)　略 (3)　略	300	外壁等の面から都市計画道路「西裏通」の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	3			
略								

		(5)　略 (6)　略		路の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離				
	交通結節点地区	次の各号に掲げる建築物(あらかじめ市長が都市計画審議会の意見を聴き、運動公園の効用を高める施設として、建築を許可したものを除く。) (1)　略 (2)　法別表第2(か)項に規定する建築物 (3)　略 (4)　略	300	外壁等の面から都市計画道路「西裏通」の道路境界線(隅切部分を除く。)までの距離	3			70
略								

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５号

北広島市水道事業給水条例及び北広島市下水道条例の一部を改正する条例について

北広島市水道事業給水条例（昭和３８年広島村条例第１９号）及び北広島市下水道条例(昭和４６年広島町条例第２１号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

災害その他非常の場合において、他市町村の指定を受けた業者も復旧工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

北広島市水道事業給水条例及び北広島市下水道条例の一部を改正する条例

(北広島市水道事業給水条例の一部改正)

第1条　北広島市水道事業給水条例(昭和38年広島村条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(工事の施工) 第7条　給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定工事業者」という。)が施工する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。 2及び3　略	(工事の施工) 第7条　給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定工事業者」という。)が施工する。 2及び3　略

(北広島市下水道条例の一部改正)

第2条　北広島市下水道条例(昭和46年広島町条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備の新設等の工事の実施) 第7条　排水設備の新設等の工事は、次の各号に掲げる場合を除き、管理者が排水設備の工事に関し、技能を有する者として指定した者でなければこれを行ってはならない。 (1)　管理者が特に支障がないと認める場合 (2)　災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認める場合	(排水設備の新設等の工事の実施) 第7条　排水設備の新設等の設計工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者の定めるところにより管理者が排水設備の工事に関し、技能を有する者(以下「排水設備業者」という。)として指定した者に委託したものでなければこれを行ってはならない。ただし、管理者が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。
(占用) 第18条　略 2　管理者は、前項の規定による占用の許可(同項ただし書の規定により占用の許可を受けたものとみなされるものを含む。以下同じ。)を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる物件を設けてする占用については、この限りでない。 (1)～(3)　略 (4)　地方公共団体の行う地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る物件 3　略	(占用) 第18条　略 2　管理者は、前項の規定による占用の許可(同項ただし書の規定により占用の許可を受けたものとみなされるものを含む。以下同じ。)を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる物件を設けてする占用については、この限りでない。 (1)～(3)　略 (4)　地方公共団体の行う地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る物件 3　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６号

北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更することについて協議するため、議会の議決を求める。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１檜山振興局（１１）の項中「（１１）」を「（１０）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

北海道市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により、本案を提出するものです。

議案第７号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議の件について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更することについて協議するため、議会の議決を求める。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第２９０条の規定により、本案を提出するものです。

議案第８号

天使歩道橋補修工事の施行に関する協定の締結について

橋梁長寿命化事業に伴う天使歩道橋補修工事の施行に関する協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４０年広島村条例第４号）第２条の規定により議会の議決を求める。

記

１	協定の目的	天使歩道橋補修工事
２	協定の方法	随意契約
３	協定の金額	２５５，２４０，０００円
４	協定の相手方	札幌市中央区北１１条西１５丁目１番１号 北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長　綿貫　泰之

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

提案理由

橋梁長寿命化事業に伴う天使歩道橋補修工事を施行するため、協定を締結するものです。

橋梁位置図

苗穂方
北広島市
南幌町
天使歩道橋
北広島市
沼ノ端方
1：25,000
500m 0 500 1000 1500
国土地理院

橋梁一般図(現況)

（1箇年目：既設歩道橋撤去，橋台補修，橋脚補修・補強，新設橋工場製作）

側面図 S=1:200

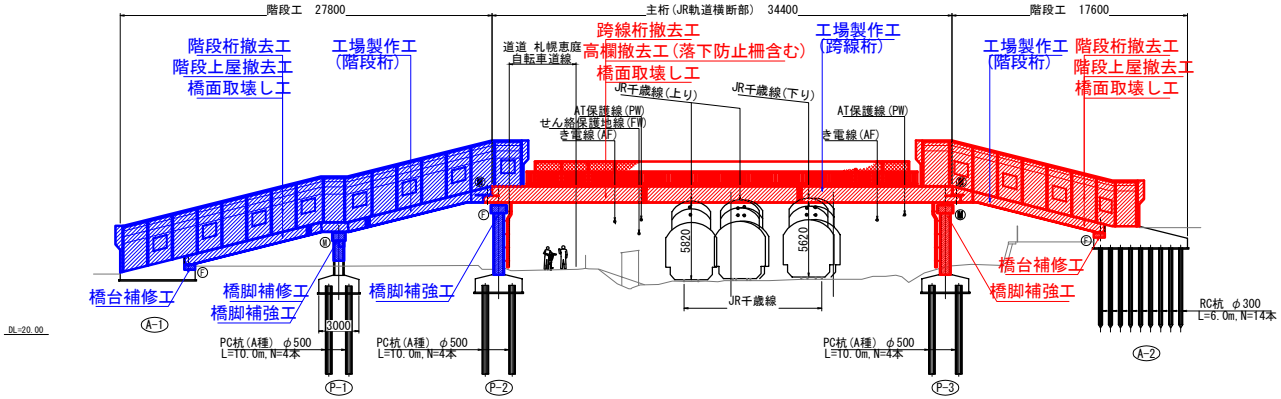

断面図 S=1:30

主桁(JR跨線部)

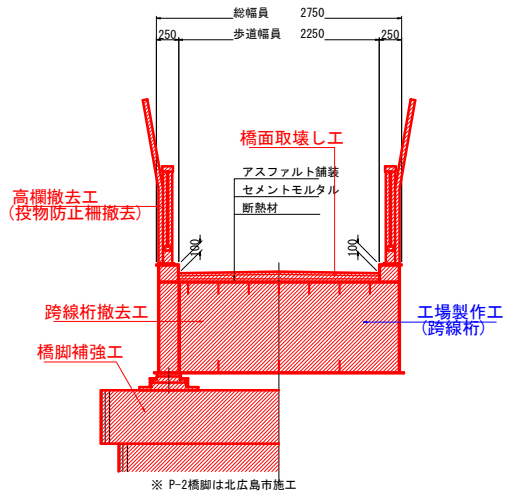

※ P-2橋脚は北広島市施工

平面図 S=1:200

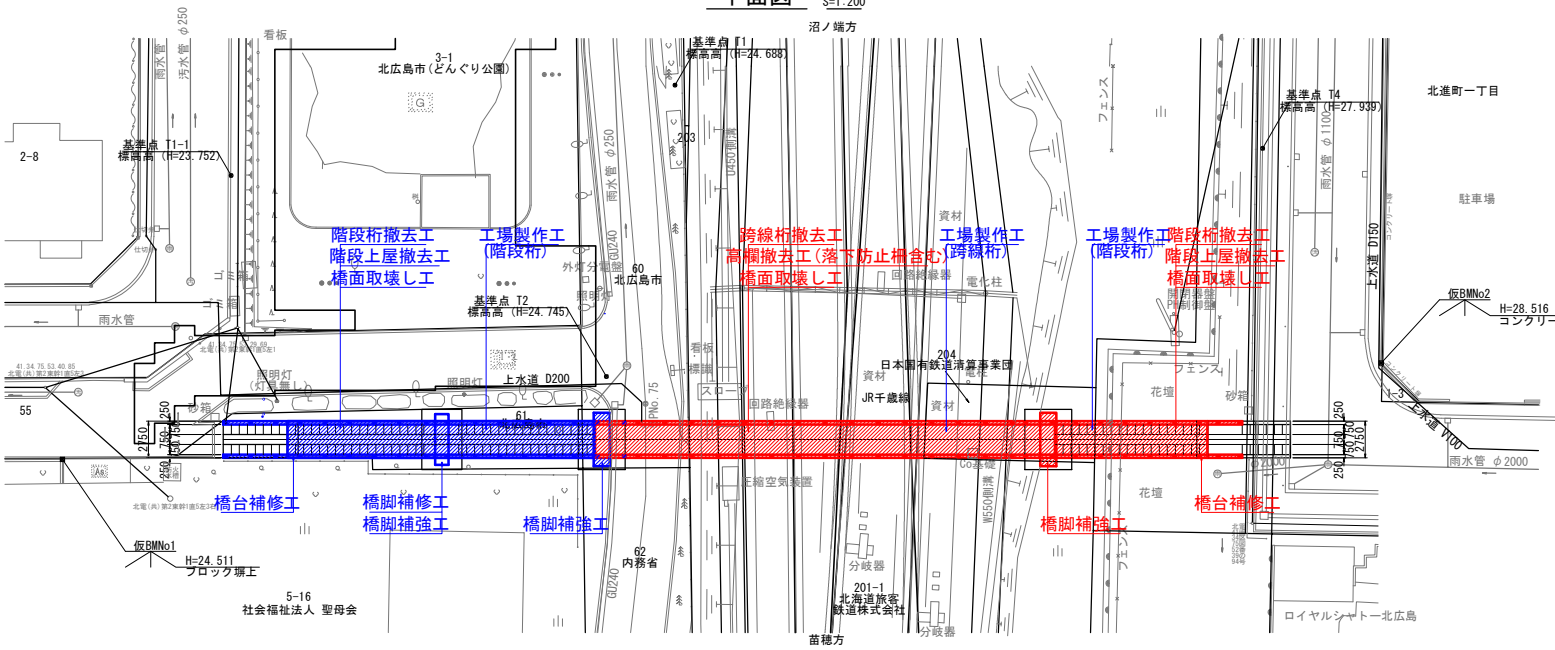

階段桁

起点側(A-1～P-2)　終点側(P-3～A-2)

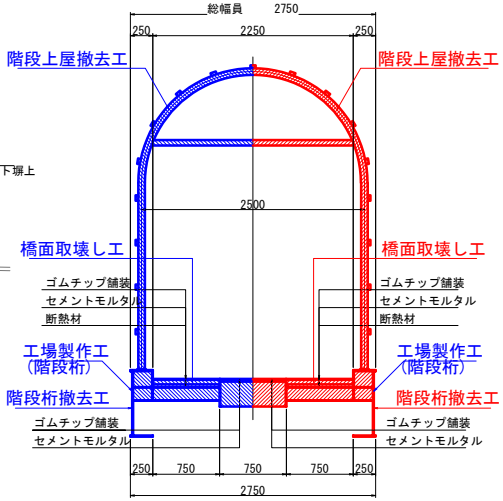

起点側階段桁　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	既設こ線人道橋撤去	階段桁撤去	—	○
		階段上屋撤去	—	○
	こ線人道橋架設	工場製作	—	○
橋面工	既設こ線人道橋撤去	橋面取壊し	—	○
下部工	耐震補強	A-1橋台補修	—	○
		P-1橋脚補修・補強	—	○

跨線部　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	既設こ線人道橋撤去	跨線桁撤去	○	—
		高欄撤去	○	—
	既設投物防止柵撤去	投物防止柵撤去	○	—
	こ線人道橋架設	工場製作	—	○
橋面工	既設こ線人道橋撤去	橋面取壊し	○	—
下部工	耐震補強	P-2橋脚補強	—	○
		P-3橋脚補強	○	—

終点側階段桁　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	既設こ線人道橋撤去	階段桁撤去	○	—
		階段上屋撤去	○	—
	こ線人道橋架設	工場製作	—	○
橋面工	既設こ線人道橋撤去	橋面取壊し	○	—
下部工	耐震補強	A-2橋台補修	○	—

JR北海道施工
北広島市施工

橋梁一般図(補修)

(2箇年目：階段桁・跨線桁架設，高欄設置，橋面防水，ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設置)

側面図 S=1:200

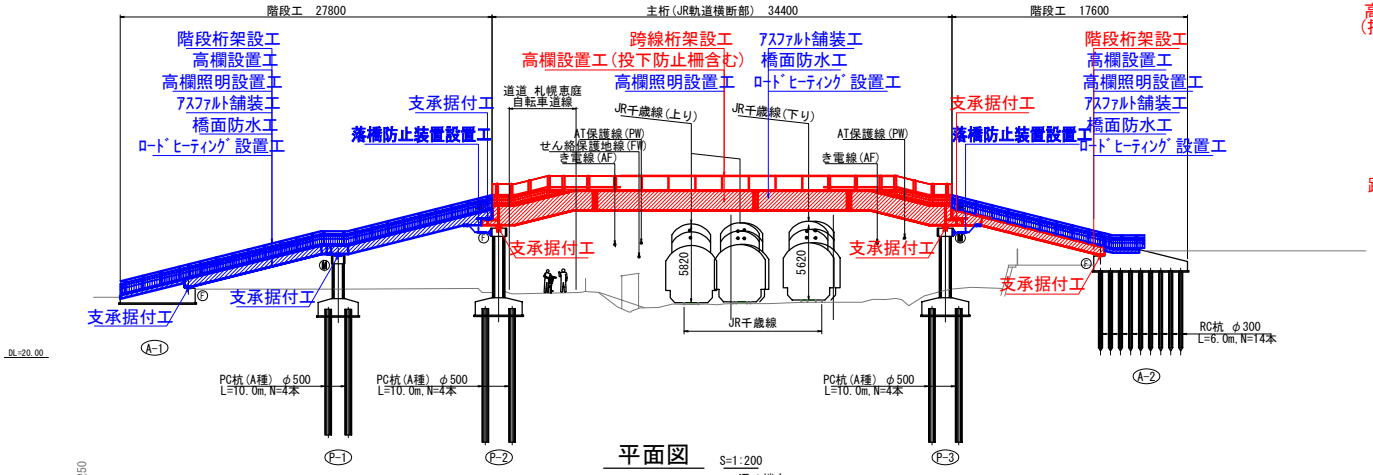

断面図 S=1:30

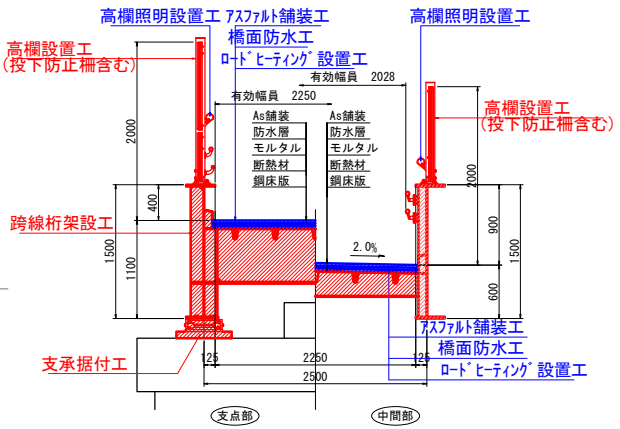

平面図 S=1:200

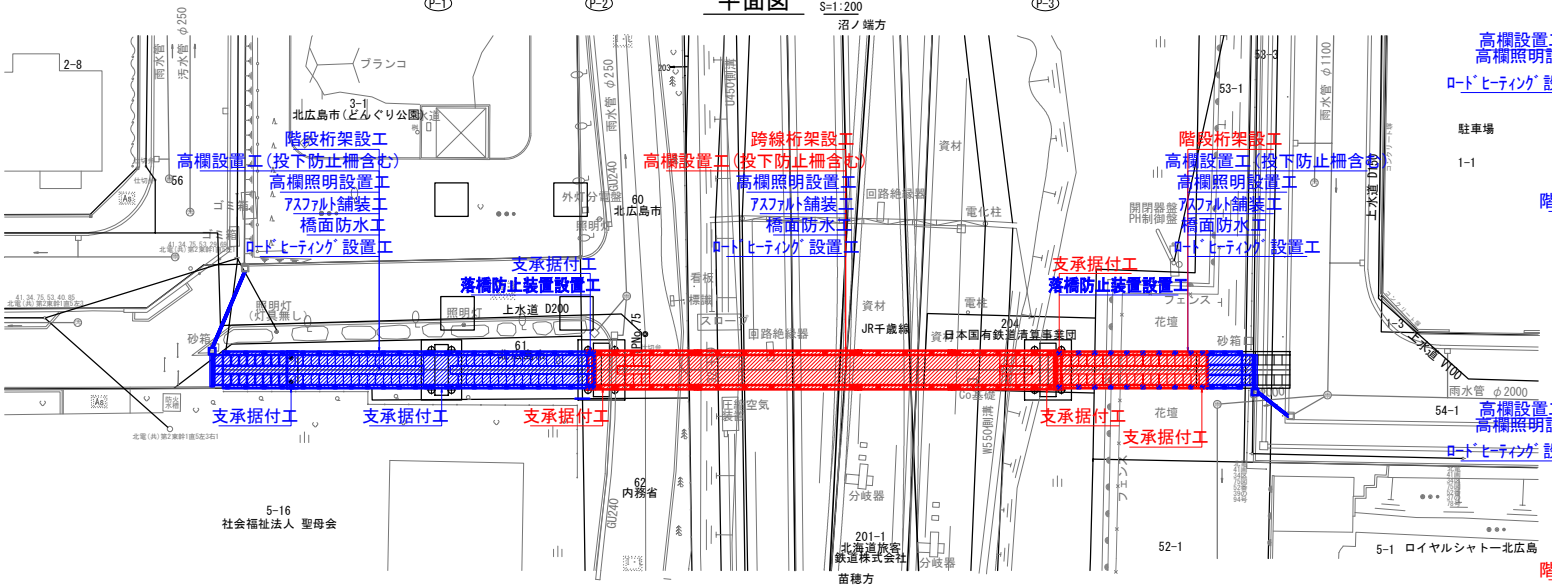

階段桁 (起点側 A-1～P-2)

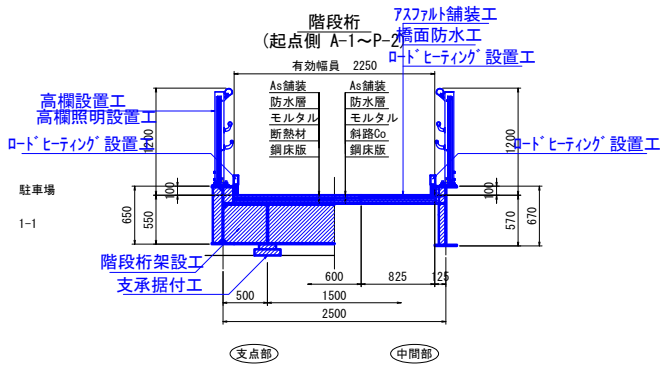

階段桁 (終点側 P-3～A-2)

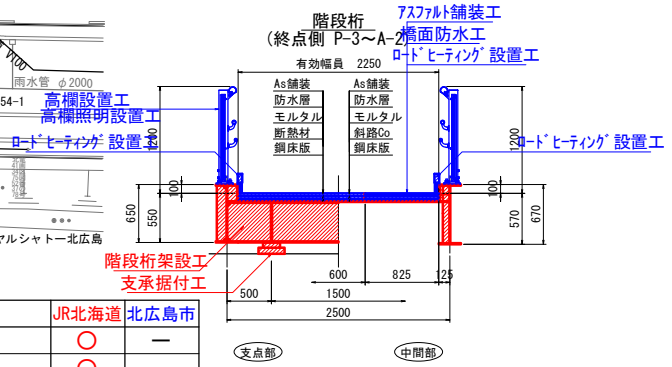

起点側階段桁　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	こ線人道橋架設	階段桁架設	―	○
		支承据付	―	○
		高欄設置	―	○
		高欄照明設置工	―	○
		落橋防止装置設置	―	○
橋面工	こ線人道橋架設	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	―	○
		橋面防水工	―	○
		ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設置工	―	○

跨線部　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	こ線人道橋架設	跨線桁架設	○	―
		支承据付	○	―
		高欄設置	○	―
		高欄照明設置工	―	○
橋面工	こ線人道橋架設	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	―	○
		橋面防水工	―	○
		ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設置工	―	○

終点側階段桁　工事工種			JR北海道	北広島市
上部工	こ線人道橋架設	階段桁架設	○	―
		支承据付	○	―
		高欄設置	―	○
		高欄照明設置工	―	○
		落橋防止装置設置	―	○
橋面工	こ線人道橋架設	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	―	○
		橋面防水工	―	○
		ﾛｰﾄﾞﾋｰﾃｨﾝｸﾞ設置工	―	○

JR北海道施工
北広島市施工

議案第９号

令和７年度北広島市一般会計補正予算（第３号）

令和７年度北広島市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６１５，９９４千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４，７６３，５１９千円とする。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１２条第１項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第２表　継続費」による。

（繰越明許費）

第３条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第３表 繰越明許費」による。

（債務負担行為補正）

第４条　債務負担行為の追加は、「第４表　債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第５条　地方債の追加及び変更は、「第５表　地方債補正」による。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金		54,000	4,661	58,661
	1 地方特例交付金	54,000	4,661	58,661
12 地方交付税		5,396,000	△25,181	5,370,819
	1 地方交付税	5,396,000	△25,181	5,370,819
16 国庫支出金		7,656,144	64,190	7,720,334
	1 国庫負担金	3,978,705	3,250	3,981,955
	2 国庫補助金	3,661,507	60,940	3,722,447
17 道支出金		2,431,592	2,925	2,434,517
	1 道負担金	1,639,609	1,625	1,641,234
	2 道補助金	629,078	1,300	630,378
19 寄附金		1,301,330	1,140	1,302,470
	1 寄附金	1,301,330	1,140	1,302,470
20 繰入金		1,141,258	137,693	1,278,951
	1 基金繰入金	1,141,258	137,693	1,278,951
21 繰越金		102,614	51,132	153,746
	1 繰越金	102,614	51,132	153,746
22 諸収入		780,276	143,034	923,310
	5 雑入	252,647	143,034	395,681
23 市債		2,961,800	236,400	3,198,200
	1 市債	2,961,800	236,400	3,198,200
歳　入　合　計		34,147,525	615,994	34,763,519

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,434,716	135,854	3,570,570
	1 総務管理費	955,141	80,480	1,035,621
	2 企画費	2,190,592	11,142	2,201,734
	3 徴税費	104,867	44,232	149,099
3 民生費		11,887,406	173,601	12,061,007
	1 社会福祉費	5,317,850	47,083	5,364,933
	2 児童福祉費	4,054,661	112,069	4,166,730
	3 医療給付費	1,549,180	12,704	1,561,884
	4 生活保護費	965,715	1,745	967,460
4 衛生費		1,746,340	86,750	1,833,090
	1 保健衛生費	561,172	27,232	588,404
	2 清掃費	1,185,168	59,518	1,244,686
5 農林水産業費		99,882	862	100,744
	1 農業費	89,397	862	90,259
7 土木費		6,362,737	71,006	6,433,743
	1 土木管理費	34,303	3,465	37,768
	2 道路橋梁費	2,753,825	37,541	2,791,366
	4 都市計画費	3,543,735	30,000	3,573,735
9 教育費		2,768,142	147,921	2,916,063
	1 教育総務費	660,421	93,503	753,924
	2 小学校費	255,692	8,880	264,572
	3 中学校費	189,695	36,610	226,305
	4 社会教育費	759,071	3,128	762,199
	5 保健体育費	903,263	5,800	909,063
歳　出　合　計		34,147,525	615,994	34,763,519

第2表　継続費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	総　額	年　度	年 割 額
9 教育費	3 中学校費	大曲中学校校舎防音機能復旧事業	87,406	令和7年度	34,210
				令和8年度	53,196

第3表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　額
2　総務費	1　総務管理費	災害情報伝達体制整備事業	24,538
4　衛生費	2　清掃費	クリーンセンター施設更新事業	29,238
4　衛生費	2　清掃費	ゼロカーボン推進事業（廃棄物処理施設照明LED化）	30,280
7　土木費	4　都市計画費	都市公園整備事業	30,000
9　教育費	1　教育総務費	小中学校エアコン等冷房設備整備事業	91,546

第4表　債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
市勢要覧制作業務委託	令和7年度から 令和8年度まで 2年間以内	2,353
コミュニティ施設LED照明借上経費	令和7年度から 令和17年度まで 11年間以内	33,411
学童クラブ及び児童センター運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	1,666,446
児童活動センター運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	118,669

第5表　地方債補正

（追加）　　（単位：千円）

起　債　の　目　的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害情報伝達体制整備事業債	24,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（据置期間を含む。）において償還する。 ただし、必要に応じ繰上償還することができる。
総合情報システム管理事業債	21,700			
市税の電子化推進事業債	28,700			
廃棄物処理施設照明LED化事業債	27,200			
自転車駐車場照明LED化事業債	3,100			
緑ヶ丘小学校施設改修事業債	6,600			
小中学校エアコン等冷房設備整備事業債	68,600			
大曲中学校校舎防音機能復旧事業債	21,800			
子育て支援施設照明LED化事業債	7,200			

（変更）　　（単位：千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園整備事業債	55,800	証書借入 又は 証券発行	年6.5％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内（据置期間を含む。）において償還する。 ただし、必要に応じ繰上償還することができる。	82,800	同　左	同　左	同　左

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（一般会計補正予算第３号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
11 地方特例交付金	54,000	4,661	58,661
12 地方交付税	5,396,000	△25,181	5,370,819
16 国庫支出金	7,656,144	64,190	7,720,334
17 道支出金	2,431,592	2,925	2,434,517
19 寄附金	1,301,330	1,140	1,302,470
20 繰入金	1,141,258	137,693	1,278,951
21 繰越金	102,614	51,132	153,746
22 諸収入	780,276	143,034	923,310
23 市債	2,961,800	236,400	3,198,200
歳　入　合　計	34,147,525	615,994	34,763,519

歳入

11款 地方特例交付金

1項 地方特例交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 地方特例交付金	54,000	4,661	58,661	1 地方特例交付金	4,661	地方特例交付金	4,661
計	54,000	4,661	58,661				

12款 地方交付税

1項 地方交付税

1 地方交付税	5,396,000	△ 25,181	5,370,819	1 地方交付税	△ 25,181	普通交付税	△ 25,181
計	5,396,000	△ 25,181	5,370,819				

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	3,978,705	3,250	3,981,955	1 社会福祉費負担金	3,250	障害者自立支援事業負担金	3,250
計	3,978,705	3,250	3,981,955				

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	789,707	25,190	814,897	1 総務管理費補助金	1,024	デジタル基盤改革支援補助金	1,024
				2 企画費補助金	24,166	新しい地方経済・生活環境創生交付金	24,166
2 民生費国庫補助金	194,642	1,846	196,488	1 社会福祉費補助金	1,494	介護保険事業費補助金	1,494
				3 生活保護費補助金	352	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	352
3 衛生費国庫補助金	4,549	1,480	6,029	1 保健衛生費補助金	1,480	循環型社会形成推進交付金	1,480
5 教育費国庫補助金	249,401	9,886	259,287	3 中学校費補助金	9,886	大曲中学校校舎防音機能復旧事業補助金	9,886
6 地方創生臨時交付金	363,500	22,538	386,038	1 地方創生臨時交付金	22,538	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	22,538
計	3,661,507	60,940	3,722,447				

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,634,930	1,625	1,636,555	1 社会福祉費負担金	1,625	障害者自立支援事業負担金	1,625
計	1,639,609	1,625	1,641,234				

17 道支出金

17款 道支出金

2項 道補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費道補助金	449,209	1,200	450,409	1 社会福祉費補助金	1,200	福祉灯油特別対策事業費補助金（地域づくり総合交付金）	1,200
3 衛生費道補助金	1,056	100	1,156	1 保健衛生費補助金	100	骨髄ドナー助成事業費補助金	100
計	629,078	1,300	630,378				

19款 寄附金

1項 寄附金

3 民生費寄附金	1	140	141	1 社会福祉費寄附金	140	地域福祉基金寄附金	140
6 教育費寄附金	4	1,000	1,004	1 教育総務費寄附金	1,000	図書購入費寄附金	1,000
計	1,301,330	1,140	1,302,470				

20款 繰入金

1項 基金繰入金

5 農業後継者等育成基金繰入金	4,424	862	5,286	1 農業後継者等育成基金繰入金	862	農業後継者等育成基金とりくずし	862
10 学校教育振興基金繰入金	174,093	25,226	199,319	1 学校教育振興基金繰入金	25,226	学校教育振興基金とりくずし	25,226
11 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	581,750	9,740	591,490	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	9,740	まち・ひと・しごと創生基金とりくずし	9,740
13 財政調整基金繰入金	0	101,865	101,865	1 財政調整基金繰入金	101,865	財政調整基金とりくずし	101,865
計	1,141,258	137,693	1,278,951				

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	102,614	51,132	153,746	1 繰越金	51,132	前年度繰越金	51,132
計	102,614	51,132	153,746				

22款 諸収入

5項 雑入

3 雑入	252,637	143,034	395,671	2 補助金、交付金及び助成金	314	北海道遺産協議会助成金	314
				6 その他の雑入	1,944	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス料	1,944
				7 過年度収入	140,776	生活保護費国庫負担金	33,269

22 諸収入

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
雑入						生活保護費道費負担金	7,943
						障害児施設給付費国庫負担金	6,224
						障害児施設給付費道費負担金	1,289
						障害者自立支援給付費国庫負担金	78,154
						障害者自立支援給付費道費負担金	11,232
						低所得者保険料軽減国庫負担金	1,553
						低所得者保険料軽減道費負担金	14
						児童手当国庫負担金	1,046
						児童手当道費負担金	52
計	252,647	143,034	395,681				

23款 市債

1項 市債

1 総務債	468,400	74,900	543,300	2 総務管理債	46,200	災害情報伝達体制整備事業債	24,500
						総合情報システム管理事業債	21,700
				3 徴税債	28,700	市税の電子化推進事業債	28,700
2 衛生債	7,700	27,200	34,900	1 清掃債	27,200	廃棄物処理施設照明ＬＥＤ化事業債	27,200
4 土木債	1,855,500	30,100	1,885,600	3 都市計画債	27,000	都市公園整備事業債	27,000
				5 土木管理債	3,100	自転車駐車場照明ＬＥＤ化事業債	3,100
6 教育債	182,000	97,000	279,000	1 小学校債	6,600	緑ヶ丘小学校施設改修事業債	6,600
				4 教育総務債	68,600	小中学校エアコン等冷房設備整備事業債	68,600
				5 中学校債	21,800	大曲中学校校舎防音機能復旧事業債	21,800
7 民生債	0	7,200	7,200	1 児童福祉債	7,200	子育て支援施設照明ＬＥＤ化事業債	7,200
計	2,961,800	236,400	3,198,200				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,434,716	135,854	3,570,570	25,190	74,900	7,430	28,334
3 民生費	11,887,406	173,601	12,061,007	30,459	7,200	140	135,802
4 衛生費	1,746,340	86,750	1,833,090	1,580	27,200	4,254	53,716
5 農林水産業費	99,882	862	100,744	0	0	862	0
7 土木費	6,362,737	71,006	6,433,743	0	30,100	0	40,906
9 教育費	2,768,142	147,921	2,916,063	9,886	97,000	26,540	14,495
歳出合計	34,147,525	615,994	34,763,519	67,115	236,400	39,226	273,253

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他						
11 防災費	23,581	24,538	48,119		24,500		38	12 委託料	24,538	災害情報伝達体制整備事業		24,538
										委託料	24,538	
										保守・点検・整備委託	24,538	
13 情報化推進費	523,684	55,942	579,626	国庫支出金 25,190	21,700		9,052	11 役務費	286	総合情報システム管理事業		53,166
								12 委託料	50,190	委託料	48,333	
								13 使用料及び賃借料	5,466	保守・点検・整備委託	4,828	
										企画運営・作成等委託	43,505	
										使用料及び賃借料	4,833	
										ＤＸ推進事業		2,776
										役務費	286	
										委託料	1,857	
										保守・点検・整備委託	1,857	
										使用料及び賃借料	633	
計	955,141	80,480	1,035,621	国庫支出金 25,190	46,200		9,090					

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	1,877,775	6,194	1,883,969		0	繰入金 5,450	744	11 役務費	744	企画振興経費		744
								18 負担金補助及び交付金	5,450	役務費	744	
										地域活性化政策補助事業		5,450
										負担金補助及び交付金	5,450	
										補助金・助成金・賛助金	5,450	
4 コミュニティ施設管理費	200,431	2,753	203,184		0		2,753	10 需用費	1,639	コミュニティ施設運営経費		1,639
								13 使用料及び賃借料	1,114	需用費	1,639	
										ゼロカーボン推進事業（コミュニティ施設照明ＬＥＤ化）		1,114
										使用料及び賃借料	1,114	
5 交通対策費	19,678	1,980	21,658		0	繰入金 1,980		17 備品購入費	1,980	交通安全推進事業		1,980
										備品購入費	1,980	
6 市民生活費	39,425	215	39,640		0		215	1 報酬	198	犯罪被害者等支援事業		215
								8 旅費	17	報酬	198	
										旅費	17	
計	2,190,592	11,142	2,201,734		0	繰入金 7,430	3,712					

2款 総務費

3項 徴税費

1 賦課徴収費	104,867	44,232	149,099		28,700		15,532	12 委託料	37,532	賦課徴収経費		6,700

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他						
賦課徴収費								22 償還金利子及び割引料	6,700	償還金利子及び割引料	6,700	
										市税の電子化推進事業		37,532
										委託料	37,532	
										保守・点検・整備委託	37,532	
計	104,867	44,232	149,099		28,700		15,532					

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,889,741	27,517	1,917,258	道支出金 1,200	0	寄附金 140	26,177	10 需用費	42	福祉行政経費		140
								11 役務費	335	積立金	140	
								19 扶助費	27,000	福祉灯油特別対策事業		27,377
								24 積立金	140	需用費	42	
										役務費	335	
										扶助費	27,000	
2 高齢福祉費	244,549	2,242	246,791	国庫支出金 1,494	0		748	18 負担金補助及び交付金	2,242	介護施設等環境改善事業		2,242
										負担金補助及び交付金	2,242	
										補助金・助成金・賛助金	2,242	
3 障がい福祉費	3,040,127	17,324	3,057,451	国庫支出金 3,250 道支出金 1,625	0		12,449	19 扶助費	6,500	障がい者補装具支給事業		6,500
								22 償還金利子及び割引料	10,824	扶助費	6,500	
										自立支援医療給付事業（更生医療・育成医療）		10,824
										償還金利子及び割引料	10,824	
計	5,317,850	47,083	5,364,933	国庫支出金 4,744 道支出金 2,825	0	寄附金 140	39,374					

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	659,632	34,736	694,368	国庫支出金 22,538	7,200		4,998	11 役務費	2,138	妊婦支援給付事業		1,568
								14 工事請負費	8,030	償還金利子及び割引料	1,568	
								18 負担金補助及び交付金	23,000	ゼロカーボン推進事業（子育て支援施設照明ＬＥＤ化）		8,030
										工事請負費	8,030	
								22 償還金利子及び割引料	1,568	子育て世帯応援物価高騰対策事業		25,138
										役務費	2,138	
										負担金補助及び交付金	23,000	
										補助金・助成金・賛助金	23,000	
2 保育総務費	2,378,493	77,333	2,455,826		0		77,333	22 償還金利子及び割引料	77,333	保育所運営経費		6,983
										償還金利子及び割引料	6,983	
										教育・保育施設給付事業		64,839

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他						
保育総務費										償還金利子及び割引料	64,839	
										子育てのための施設等利用給付事業		5,511
										償還金利子及び割引料	5,511	
計	4,054,661	112,069	4,166,730	国庫支出金 22,538	7,200		82,331					

3款 民生費

3項 医療給付費

1 医療給付費	306,902	12,704	319,606		0		12,704	10 需用費	317	子ども医療費助成事業		12,704
								11 役務費	1,314	需用費	317	
								12 委託料	11,073	役務費	1,314	
										委託料	11,073	
										保守・点検・整備委託	11,073	
計	1,549,180	12,704	1,561,884		0		12,704					

3款 民生費

4項 生活保護費

1 生活保護総務費	25,598	704	26,302	国庫支出金 352	0		352	12 委託料	704	生活保護費等支給事務		704
										委託料	704	
										保守・点検・整備委託	704	
2 扶助費	940,117	1,041	941,158		0		1,041	22 償還金利子及び割引料	1,041	生活保護費等支給事業		1,041
										償還金利子及び割引料	1,041	
計	965,715	1,745	967,460	国庫支出金 352	0		1,393					

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	316,736	8,535	325,271	道支出金 100	0		8,435	10 需用費	32	骨髄ドナー助成事業		206
								11 役務費	136	需用費	4	
								18 負担金補助及び交付金	200	役務費	2	
										負担金補助及び交付金	200	
								19 扶助費	250	補助金・助成金・賛助金	200	
								22 償還金利子及び割引料	7,917	予防接種推進事業		8,072
										需用費	25	
										役務費	130	
										償還金利子及び割引料	7,917	
										特定不妊治療（先進医療）助成事業		257
										需用費	3	
										役務費	4	

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明		
				特定財源			一般財源	区分	金額			
				国道支出金	地方債	その他						
健康推進費										扶助費	250	
3 環境衛生費	10,254	4,440	14,694	国庫支出金 1,480	0		2,960	18 負担金補助及び交付金	4,440	浄化槽設置奨励事業		4,440
										負担金補助及び交付金	4,440	
										資本形成的性格なもの	4,440	
4 火葬場管理費	41,162	11,907	53,069		0	諸収入 1,944	9,963	13 使用料及び賃借料	11,907	札幌市里塚斎場火葬場利用サービス事業		11,907
										使用料及び賃借料	11,907	
5 公害対策費	13,451	2,350	15,801		0	繰入金 2,310	40	7 報償費	30	ゼロカーボン推進事業		2,350
								8 旅費	10	報償費	30	
								18 負担金補助及び交付金	2,310	旅費	10	
										負担金補助及び交付金	2,310	
										補助金・助成金・賛助金	2,310	
計	561,172	27,232	588,404	国庫支出金 1,480 道支出金 100	0	繰入金 2,310 諸収入 1,944	21,398					

4款 衛生費

2項 清掃費

1 清掃対策費	1,089,342	59,518	1,148,860		27,200		32,318	12 委託料	29,238	クリーンセンター施設更新事業		29,238
								14 工事請負費	30,280	委託料	29,238	
										調査・設計・監理等委託	29,238	
										ゼロカーボン推進事業（廃棄物処理施設照明ＬＥＤ化）		30,280
										工事請負費	30,280	
計	1,185,168	59,518	1,244,686		27,200		32,318					

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	79,821	862	80,683		0	繰入金 862		10 需用費	862	農業用排水路保全事業		862
										需用費	862	
計	89,397	862	90,259		0	繰入金 862						

7款 土木費

1項 土木管理費

5 自転車駐車場管理費	4,172	3,465	7,637		3,100		365	14 工事請負費	3,465	ゼロカーボン推進事業（自転車駐車場照明ＬＥＤ化）		3,465
										工事請負費	3,465	
計	34,303	3,465	37,768		3,100		365					

7款 土木費
2項 道路橋梁費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 道路維持費	737,679	37,541	775,220		0		37,541	10 需用費	35,000	市道維持管理経費	37,541
								15 原材料費	2,541	需用費	35,000
										原材料費	2,541
計	2,753,825	37,541	2,791,366		0		37,541				

7款 土木費
4項 都市計画費

4 公園事業費	119,601	30,000	149,601		27,000		3,000	14 工事請負費	30,000	都市公園整備事業	30,000
										工事請負費	30,000
計	3,543,735	30,000	3,573,735		27,000		3,000				

9款 教育費
1項 教育総務費

3 教育振興費	578,911	93,503	672,414		68,600	寄附金	957	10 需用費	1,100	小中学校エアコン等冷房設備整備事業	91,546
						1,000		12 委託料	92,403	委託料	91,546
						繰入金				調査・設計・監理等委託	91,546
						22,946				学校図書館活用事業	1,000
										需用費	1,000
										地域まるごと読書活動支援事業	957
										需用費	100
										委託料	857
										施設等維持管理委託	857
計	660,421	93,503	753,924		68,600	寄附金	957				
						1,000					
						繰入金					
						22,946					

9款 教育費
2項 小学校費

1 小学校管理費	171,807	8,880	180,687		6,600	繰入金		12 委託料	1,158	小学校管理経費	8,880
						2,280		14 工事請負費	7,627	委託料	1,158
								17 備品購入費	95	保守・点検・整備委託	1,158
										工事請負費	7,627
										備品購入費	95
計	255,692	8,880	264,572		6,600	繰入金					
						2,280					

9款 教育費

3項 中学校費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 中学校管理費	121,214	34,210	155,424	国庫支出金 9,886	21,800		2,524	14 工事請負費	34,210	大曲中学校校舎防音機能復旧事業 工事請負費	34,210 34,210
2 教育振興費	62,428	2,400	64,828		0		2,400	18 負担金補助及び交付金	2,400	全国全道中体連・中学校文化部活動大会出場支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	2,400 2,400 2,400
計	189,695	36,610	226,305	国庫支出金 9,886	21,800		4,924				

9款 教育費

4項 社会教育費

4 文化財保護費	381,124	147	381,271		0	諸収入 314	△167	12 委託料	147	旧島松駅逓所大規模改修事業 委託料 企画運営・作成等委託	147 147 147
6 文化施設維持管理費	88,069	2,981	91,050		0		2,981	10 需用費	2,981	文化施設維持管理経費 需用費	2,981 2,981
計	759,071	3,128	762,199		0	諸収入 314	2,814				

9款 教育費

5項 保健体育費

5 中学校給食運営費	312,122	5,800	317,922		0		5,800	10 需用費	5,800	中学校給食運営経費 需用費	5,800 5,800
計	903,263	5,800	909,063		0		5,800				

継続費に関する調書

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

（単位：千円）

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出額(見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国道支出金	地方債	その他							
7 教育費	3 中学校費	大曲中学校校舎防音機能復旧事業	令和7	34,210	9,886	21,800	0	2,524			34,210	34,210		39.1
			8	53,196	44,487	7,800	0	909					53,196	60.9
			計	87,406	54,373	29,600	0	3,433	0	0	34,210	34,210	53,196	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（単位：千円）

事　　項	限 度 額	前年末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
						特　定　財　源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国(道)支出金	地方債	その他	
市勢要覧制作業務委託	2,353	－	－	令和7 ～ 令和8	2,353			1,000	1,353
コミュニティ施設LED照明借上経費	33,411	－	－	令和7 ～ 令和17	33,411				33,411
学童クラブ及び児童センター運営業務委託	1,666,446	－	－	令和7 ～ 令和12	1,666,446	378,506		148,059	1,139,881
児童活動センター運営業務委託	118,669	－	－	令和7 ～ 令和12	118,669	68,345		2,679	47,645

地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高
並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位：千円）

区　　分	令和5年度末現在高	令和6年度末現在高	令和7年度中増減見込		令和7年度末現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1　普通債	22,055,983	22,928,683	4,039,800	1,392,372	25,576,111
(1)総務債	4,370,862	4,420,317	546,300	345,884	4,620,733
うち庁舎	2,894,670	2,738,724	0	155,946	2,582,778
(2)民生債	362,112	325,825	7,200	44,195	288,830
(3)衛生債	2,285,045	2,171,101	34,900	136,380	2,069,621
(4)農林水産業債	35,019	29,876	5,600	5,144	30,332
(5)商工労働債	24,440	16,620	0	8,684	7,936
(6)土木債	11,694,409	12,674,617	2,705,000	565,955	14,813,662
うち道路橋梁	5,529,246	6,309,648	886,900	311,643	6,884,905
うち公園	1,132,313	1,105,165	82,800	93,665	1,094,300
うち街路	2,172,168	2,153,852	0	17,519	2,136,333
うち公営住宅	1,796,365	1,701,565	4,200	119,453	1,586,312
(7)消防債	326,714	446,887	442,600	36,865	852,622
(8)教育債	2,924,050	2,843,440	298,200	249,265	2,892,375
うち学校	2,370,384	2,135,509	102,400	179,342	2,058,567
(9)市場公募債借換債	33,332	0	0	0	0
2　災害復旧債	713,689	610,991	0	103,942	507,049
3　その他	9,804,105	8,957,689	0	911,434	8,046,255
(1)減税補填債等	317,789	290,574	0	26,635	263,939
(2)臨時財政対策債	9,486,316	8,667,115	0	884,799	7,782,316
合　　計	32,573,777	32,497,363	4,039,800	2,407,748	34,129,415

令和7年度起債借入見込額は、令和6年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第１０号

令和７年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０，５２７千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，２８６，４２１千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		1	30,527	30,528
	1 繰越金	1	30,527	30,528
歳入合計		6,255,894	30,527	6,286,421

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		152	21,300	21,452
	1 基金積立金	152	21,300	21,452
7 諸支出金		3,000	9,227	12,227
	1 償還金及び還付加算金	3,000	9,227	12,227
歳出合計		6,255,894	30,527	6,286,421

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（国民健康保険事業特別会計補正予算第１号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
6 繰越金	1	30,527	30,528
歳　　入　　合　　計	6,255,894	30,527	6,286,421

歳入

6款 繰越金

1項 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1	30,527	30,528	1 繰越金	30,527	繰越金	30,527
計	1	30,527	30,528				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	152	21,300	21,452	0	0	21,300	0
7 諸支出金	3,000	9,227	12,227	0	0	9,227	0
歳出合計	6,255,894	30,527	6,286,421	0	0	30,527	0

歳出

5款 基金積立金

1項 基金積立金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 国民健康保険財政調整基金積立金	152	21,300	21,452		0	繰越金 21,300		24 積立金	21,300	国民健康保険財政調整基金積立金 積立金	21,300 21,300
計	152	21,300	21,452		0	繰越金 21,300					

7款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 道負担金返還金	0	9,227	9,227		0	繰越金 9,227		22 償還金利子及び割引料	9,227	保険給付費等交付金返還金 償還金利子及び割引料	9,227 9,227
計	3,000	9,227	12,227		0	繰越金 9,227					

議案第１１号

令和７年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７２，６９８千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，５０１，０４３千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		1,386,211	56	1,386,267
	1 支払基金交付金	1,386,211	56	1,386,267
6 繰入金		945,387	3,381	948,768
	2 基金繰入金	100,762	3,381	104,143
7 繰越金		1	69,261	69,262
	1 繰越金	1	69,261	69,262
歳入合計		5,428,345	72,698	5,501,043

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 保健福祉事業費		5,022	3,381	8,403
	1 保健福祉事業費	5,022	3,381	8,403
5 基金積立金		3,096	2,280	5,376
	1 基金積立金	3,096	2,280	5,376
6 諸支出金		1,500	67,037	68,537
	1 償還金及び還付加算金	1,500	67,037	68,537
歳出合計		5,428,345	72,698	5,501,043

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（介護保険特別会計補正予算第１号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3 支払基金交付金	1,386,211	56	1,386,267
6 繰入金	945,387	3,381	948,768
7 繰越金	1	69,261	69,262
歳　　入　　合　　計	5,428,345	72,698	5,501,043

歳入

3款 支払基金交付金

1項 支払基金交付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 地域支援事業支援交付金	63,660	56	63,716	1 地域支援事業支援交付金	56	地域支援事業支援交付金	56
計	1,386,211	56	1,386,267				

6款 繰入金

2項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	100,762	3,381	104,143	1 介護給付費準備基金繰入金	3,381	介護給付費準備基金とりくずし	3,381
計	100,762	3,381	104,143				

7款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	1	69,261	69,262	1 繰越金	69,261	繰越金	69,261
計	1	69,261	69,262				

7 繰越金

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 保健福祉事業費	5,022	3,381	8,403	0	0	3,381	0
5 基金積立金	3,096	2,280	5,376	0	0	2,280	0
6 諸支出金	1,500	67,037	68,537	0	0	67,037	0
歳出合計	5,428,345	72,698	5,501,043	0	0	72,698	0

歳出

4款 保健福祉事業費

1項 保健福祉事業費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 保健福祉事業費	5,022	3,381	8,403		0	繰入金 3,381		11 役務費 18 負担金補助及び交付金	12 3,369	補聴器利用促進事業 役務費 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	3,381 12 3,369 3,369
計	5,022	3,381	8,403		0	繰入金 3,381					

5款 基金積立金

1項 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	3,096	2,280	5,376		0	繰越金 2,224 支払基金交付金 56		24 積立金	2,280	介護給付費準備基金積立金 積立金	2,280 2,280
計	3,096	2,280	5,376		0	繰越金 2,224 支払基金交付金 56					

6款 諸支出金

1項 償還金及び還付加算金

2 精算返還金	0	67,037	67,037		0	繰越金 67,037		22 償還金利子及び割引料	67,037	精算返還金 償還金利子及び割引料	67,037 67,037
計	1,500	67,037	68,537		0	繰越金 67,037					

議案第１２号

令和７年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

１　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，１７６千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１，２５８，４０１千円とする。
２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	5,176	5,177
	1 繰越金	1	5,176	5,177
歳入合計		1,253,225	5,176	1,258,401

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,237,958	5,176	1,243,134
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,237,958	5,176	1,243,134
歳出合計		1,253,225	5,176	1,258,401

令和７年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

（後期高齢者医療特別会計補正予算第１号）

総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
4 繰越金	1	5,176	5,177
歳　　入　　合　　計	1,253,225	5,176	1,258,401

歳入

4款 繰越金

1項 繰越金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	1	5,176	5,177	1 繰越金	5,176	繰越金	5,176
計	1	5,176	5,177				

総括

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,237,958	5,176	1,243,134	0	0	5,176	0
歳出合計	1,253,225	5,176	1,258,401	0	0	5,176	0

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,237,958	5,176	1,243,134		0	繰越金 5,176		18 負担金補助及び交付金	5,176	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	5,176 5,176 5,176
計	1,237,958	5,176	1,243,134		0	繰越金 5,176					

議案第１３号

令和７年度北広島市下水道事業会計補正予算(第１号)

(総則)

第１条　令和７年度北広島市下水道事業会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第２条　令和７年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条本文に「なお、営業費用中の管渠費８，７９８千円の財源にあてるため、企業債４，３９９千円を借り入れる」を追加し、同条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収　　入		
第１款　下水道事業収益	2,346,746 千円	4,399 千円	2,351,145 千円
第２項　営業外収益	1,051,743 千円	4,399 千円	1,056,142 千円

(企業債)

第３条　予算第６条の表を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	811,982 千円	証書借入又は証券発行	年6.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	起債の日から40年以内（据置期間を含む。）において償還する。ただし必要に応じ繰上償還することができる。
大規模下水道管路特別重点調査等事業	4,399 千円			

令和７年８月２５日提出

北広島市長　上　野　正　三

補正予算に関する説明書

令和７年度北広島市下水道事業会計補正予算（第１号）実施計画
収益的収入及び支出

収入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			2,346,746	4,399	2,351,145
	2 営業外収益		1,051,743	4,399	1,056,142
		1 補助金	79,935	4,399	84,334

（消費税込み）

令和７年度北広島市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

〔本計算書に記載の金額は、補正後を示す。〕

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	5,376
	減価償却費	1,202,069
	固定資産除却費	6,536
	退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,000
	賞与引当金の増減額（△は減少）	215
	法定福利費引当金の増減額（△は減少）	62
	貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 55
	長期前受金戻入額	△ 709,122
	支払利息	72,337
	未収金の増減額（△は増加）	△ 13,597
	未払金の増減額（△は減少）	△ 16,446
	預り金の増減額（△は減少）	0
	小計	548,375
	利息の支払額	△ 72,337
	業務活動によるキャッシュ・フロー	476,038
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,256,502
	無形固定資産の取得による支出	△ 110
	国庫補助金等による収入	450,289
	分担金・負担金による収入	3,354
	圧縮記帳による長期前受金の減少額	△ 40,870
	長期未収入金の収入	7,513
	その他投資にかかる支出	△ 500
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 836,826
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	811,982
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 562,762
	その他の企業債の償還による支出	489
	一般会計からの出資等による収入	57,348
	財務活動によるキャッシュ・フロー	307,057
	資金増加額	△ 53,731
	資金期首残高	550,747
	資金期末残高	497,016

令和７年度北広島市下水道事業会計予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

〔本計算書に記載の金額は、補正後を示す。〕

（単位：千円）

資　　産　　の　　部

1	固定資産				
(1)	有形固定資産				
	ア 土地		486,016		
	イ 建物	1,659,192			
	減価償却累計額	△ 598,595	1,060,597		
	ウ 構築物	22,361,237			
	減価償却累計額	△ 6,069,039	16,292,198		
	エ 機械及び装置	6,390,437			
	減価償却累計額	△ 2,243,397	4,147,040		
	オ 工具・器具及び備品	13,344			
	減価償却累計額	△ 6,109	7,235		
	カ 建設仮勘定		157,121		
	有形固定資産合計			22,150,207	
(2)	無形固定資産				
	ア 地上権		6,369		
	イ ソフトウェア		110		
	ウ 電話加入権		19		
	エ 長期未収入金		127,410		
	無形固定資産合計			133,908	
(3)	投資その他の資産				
	ア 長期貸付金		500		
	投資その他の資産合計			500	
	固定資産合計				22,284,615
2	流動資産				
(1)	現金預金			497,016	
(2)	未収金		193,337		
	貸倒引当金		△ 307	193,030	
	流動資産合計				690,046
	資産合計				22,974,661

負　　債　　の　　部

3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		5,796,178		
	イ その他の企業債		11,309		
	企業債合計			5,807,487	
(2)	引当金				
	ア 退職給付引当金		38,604		
	引当金合計			38,604	
	固定負債合計				5,846,091
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債		577,551		
	イ その他の企業債		3,910		
	企業債合計			581,461	
(2)	未払金			56,068	
(3)	引当金				
	ア 賞与引当金		6,943		
	イ 法定福利費引当金		1,375		
	引当金合計			8,318	
	流動負債合計				645,847
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 受贈財産評価額長期前受金	8,844,050			
	収益化累計額	△ 2,250,147	6,593,903		
	イ 分担金・負担金長期前受金	855,716			
	収益化累計額	△ 304,875	550,841		
	ウ 補助金長期前受金	8,417,972			
	収益化累計額	△ 2,662,336	5,755,636		
	長期前受金合計			12,900,380	
(2)	建設仮勘定長期前受金				
	ア 補助金長期前受金		17,992		
	イ 分担金・負担金長期前受金		803		
	建設仮勘定長期前受金合計			18,795	
	繰延収益合計				12,919,175
	負債合計				19,411,113

資　本　の　部

6　資本金			
(1)　資本金			
ア　固有資本金	2,160,876		
イ　繰入資本金	463,340		
ウ　組入資本金	135,000		
資本金合計		2,759,216	
資本金合計			2,759,216
7　剰余金			
(1)　資本剰余金			
ア　受贈財産評価額	302,299		
イ　分担金・負担金	4,701		
ウ　補助金	25,203		
資本剰余金合計		332,203	
(2)　利益剰余金			
ア　減債積立金	366,753		
イ　当年度未処分利益剰余金	105,376		
利益剰余金合計		472,129	
剰余金合計			804,332
資本合計			3,563,548
負債資本合計			22,974,661

（消費税抜き）

令和７年度北広島市下水道事業会計補正予算（第１号）実施計画説明書

収益的収入及び支出

収益的収入　　（単位：千円）

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明
1 下水道事業収益	2,346,746	4,399	2,351,145			
2 営業外収益	1,051,743	4,399	1,056,142			
1 補助金	79,935	4,399	84,334			
				1 国庫補助金	4,399	大規模下水道管路特別重点調査等事業実施に対する国庫補助金

（消費税込み）